

令和 2 年度 第 3 回江南市高齢者福祉審議会  
会議録

日時	令和 2 年 1 1 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
場所	市役所 2 階 大会議室
出席者	委員長 峰島 厚 副委員長 石川 勇男 委員 浅野 加津彦 内田 吉信 有働 奈央 倉知 榮治 坂 章子 鈴置 則子 鈴木 智子 彦田 聖士 日野 富雄
事務局	高齢者生きがい課、福祉課、健康づくり課、保険年金課、 各地域包括支援センター管理者
会議の公開	非公開（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

## 1 会議次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 介護サービス見込量について

(2) 保険料基準額に対する割合について

(3) 介護保険料の暫定賦課の廃止について

(4) 自立支援・重度化防止の評価指標について

(5) 介護給付適正化の取組について

(6) パブリックコメントの実施について

(7) 訪問介護利用者負担軽減対策事業の廃止について

3 その他

## 2 会議経過

(事務局)

時間になりましたので、ただいまから令和 2 年度第 3 回江南市高齢者福祉審議会を始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

事前に配付しております資料につきまして、不備や不足等ございましたら、事務局までお知らせをお願いいたします。

また本日、机上に資料 6 及び参考資料 2 を配付させていただいております。併せて御確認をお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして会議を進めさせていただきます。

## 1 あいさつ

(事務局)

健康福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(健康福祉部長) あいさつ

(事務局)

委員長、お願いいたします。

(委員長)

どうもお忙しい中、御苦勞様です。

前回に比べると、国の動きとして、報酬単価、あるいは令和 3 年度の予算についても次年度を幾らにするのかということが、ほとんど動きがまだ見えないという状況です。私が見るところによると、多分大幅増ということはあるまいだろうと見ていまして、保険料は大体この線でいいのではないかと見えますので、もし大幅に状況が変わったときには、改めてこの審議会等を開かなくてはいけないと思っておりますが、ただ、それは江南だけの問題ではなく、全国的な問題ですので、国からの指示があると思いますので、その意味では予定どおりの形で進めていただいて、このまま行くという方向をお願いをしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、委員長、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

それでは、早速、前回に引き続きの議題と、それに加えた議題の提案が 7 件ありますので、議題に即して進めたいと思っております。

## 2 議題

(1) 介護サービス見込量について

(委員長)

介護サービス見込量について、事務局から提案をお願いします。

(事務局) 説明

《介護サービス見込量について 資料1》

(委員長)

質問、あるいは御意見がありましたらどうぞ。

県からの指示の変更もあります。よろしいでしょうか。

(委員)

資料1の1ページ「2 要介護（支援）認定者数」で、令和2年度から令和3年度にかけて要介護認定者数の総数が135人ぐらい増えるのというような数字が出ていますが、それに伴って資料1の7ページを見ていただくと、令和2年度の特定福祉用具購入費が、人数が26人で、令和3年度も26人という同じ人数になっているのは、どういう数字の出し方なのか、ということをお聞きしたい。

(委員長)

数字の根拠ですね。認定者数が増えているが、同じ人数のところがあるということです。説明をお願いします。

(事務局)

こちらの数字につきましては、「地域包括ケア 見える化システム」の推計をそのまま利用している数字となっています。

(委員長)

一般的には要介護認定者数が全体として増えるから、実際のサービスごとについても増える見込みとなるのではないかということですが、それがなぜ出ていないかということで、多分割合の問題だろうと思いますが、切捨てとか切上げの影響とか、そのところはわかりますか。

(事務局)

令和2年の数値が若干高く出ている傾向があるということが1つ考えられると思いますが、「見える化システム」の自然体推計を確認したときに、大きな違和感がなかった、というのが理由です。令和2年の数値が少し高く出ているというのは感じら

れるところですが。

(委員長)

よろしいですか。

全般的に増えてしかるべきだろうけど、認定者数が増えている割合を見込量としてどのように反映するかは、実績も加わって数値が計算されるので、同じ数字が出るところもあるということでもよろしいですか。はっきりと何がというのも出てこないかと思えますけど、説明のところでもう少し、なぜかが分かればいいんですが。

要介護認定者数の変化がイコール見込量の変化になるわけではなく、そこで勘案するものに何かあるかで、どのように影響が出てくるかということです。

(健康福祉部長)

今、事務局からの説明に繰り返しになりますが、令和2年度の御指摘いただいた26人、それからその下の22人という数字は、「見える化システム」の数字を掲載しています。令和2年度の実績をここに載せるとすると、実態はこの数値よりも低いのではないかというのが事務局の考えです。また、新しく3年度からの第8期の計画を立てる上において、2年度の数値が「見える化システム」の数値を使っていて、伸びについては、実際は伸びていない推計になっていますが、令和3年度以降、このような形に落ち着くのではないかという予想をしているところです。今、確認を事務局にしましたが、実績のデータを今持ち合わせていませんが、26人、22人よりは少ない実績が出てきているのではないか、というところを御理解いただきたいと思えます。

「見える化システム」も2年度を中心に考えますと、26人からさらに伸びている。また、委員長が言われました、全体のバランスの中で実際のところは、伸びる方向性がありますが、数値に表すと目に見えたものになってきていないのではないかというところですので、御理解いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

(委員長)

難しいところですが、事務局が計算の仕方を間違えているわけではなく、国からこういう計算式でやりなさいというのが出ていて、それがいろんな要素を加えて出している。だから要介護認定数自体も多分、江南市の認定数そのまま数字として出てくるわけではなく、それが全国の平均との関係でどのような位置にあつてとか、そういうものも含めて出てくるので、数字として要介護認定数が増えたからイコール見込量が増えるにはならない、ということです。御了承願いたいですけど、よろしいでしょうか。事務局が独自のやり方をしているとか、間違っているわけではないということです。

(委員)

今問題になっているのは、福祉用具購入費とか住宅改修費だと思いますが、まず、一般の我々が介護を受けたときに、福祉用具購入や住宅改修は使う予定はあまりなく、むしろ福祉用具貸与を利用する方が多いので、そこは伸びているのでいいのではないかと私は思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。

利用の件数等につきましては、貸与がやはり多く出ておりますので、また改めて確認はさせていただきますが、貸与が多いというのは今までのデータでも出ておりますので、そのとおりかと思えます。

(委員長)

私も国の「見える化システム」がどんな根拠で計算したかは分かりませんが、要するに見込量は大体これぐらいになるだろうという国の全国的な統計から出されている数字ということで、国が出している数字だと、計算が間違っていなければこのようになるということで御了承願えますでしょうか。あくまでも見込量ですね。よろしいでしょうか。

では、次のところに移ってまいります。

(2) 保険料基準額に対する割合について

(委員長)

次の議題、また後で質問等ありましたら、出していただいて構いませんので。2番目の保険料基準額に対する割合について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《保険料基準額に対する割合について 資料2、参考資料1》

(委員長)

よろしいでしょうか。

基準段階は通常9段階ですが、江南市では現在の10段階に加えて、今回は11段階

と 12 段階という新たな段階を設定して、高所得者に少しその分を負担して欲しい、  
こういう提案です。

よろしいでしょうか。質問、あるいは御意見がありましたら。

それでは、これは御了承いただいたということで。まだ後で御意見等がありましたら、  
出してください。

### (3) 介護保険料の暫定賦課の廃止について

(委員長)

(3) の介護保険料の暫定賦課の廃止について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《介護保険料の暫定賦課の廃止について 資料3》

(委員長)

お分かりになりましたでしょうか。前年の所得が確定するまで、暫定賦課を採用し  
ないということです。その分、その代わり 10 回払っていたのが 8 回になるというこ  
とで、1 回分の支払額の負担は増えますが、正確な所得で、暫定じゃなく、確定した  
所得で賦課するということです。

4 月から 7 月までの間に転出とか、死亡した人はどうなりますか。

(事務局)

本算定という、算定する時期が 8 月となります。ですから、その時点でお亡くなり  
になられてみえる方でも、4 月から保険料が発生する方もいますので、その分は 8 月  
のこの本算定の時期に計算をして相続人の方に通知するという形となります。転出さ  
れてみえる方は、その転出先のところの御連絡という形になります。

(委員長)

事務的にはかなり大変になるということですか。

(事務局)

事務的には、現在もそのような運用をしまして、4 月の仮算定以降に死亡・転  
出された方につきましては、8 月の本算定のときに計算して通知をしておりますので、  
現行どおりとなります。

(委員長)

精算は今までもしているわけですね。よろしいでしょうか。事務的なことですが、保険料が上がるわけではなく、10回で払ったのが8回になるということです。これは分かりやすくなるということも含めてということで、周知の徹底をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、その次のところに行きたいと思います。

(4) 自立支援・重度化防止の評価指標について

(委員長)

(4) の自立支援・重度化防止の評価指標について、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《自立支援・重度化防止の評価指標について 資料4》

(委員長)

どうもありがとうございます。

総合計画に即しながら令和元年度の実績を基に新たな指標を設定するというところで、まだ令和元年度に目標を達成していないところについてはその目標を指標にし、令和元年度に既に前回の目標値を達成しているところについては、今回の実績値にするということです。そして、第8期ではこの目標を達成するようにしたいということです。ご質問等ありましたらどうぞ。

(委員)

個別目標の1ですが、高齢者人口に占める健康を保っている高齢者の割合と出ていますが、健康の基準はどのように考えていらっしゃいますか。

(事務局)

数字の計算の仕方ですが、資料4の7ページ、指標で言うと、高齢者人口に占める健康を保って暮らしている高齢者の割合を載せていますが、計算方法は「要支援・要介護認定を受けていない65歳以上」を分子、「65歳以上の人口」を分母とし、この割合を指標としています。

(委員長)

少し難しいですが、要するに65歳以上人口の中で認定を受けていない人はみんな

健康であろうという推定値です、考え方です。健康の概念を決めてどうこうとかいう、数値として出すのは難しいだろうと。要介護認定を受けていない、あるいは要支援認定を受けていないから必ずしも健康とは限りませんが、この考え方で指標を設定することです。よろしいですか。だから、「健康」をどのように捉えるかということであると、厳密ではありませんが、数値では、介護のサービスが必要かどうかということで、必要としない人が健康であるという、そのようなところです。ですから、厳密には健康な人とはなりません。よろしいですか。

(委員)

個別目標の1ですが、「高齢者の介護予防」と、「介護が必要になっても地域で安心して暮らしていく」という、2つのテーマがあるように感じます。そのテーマに対して個別目標は、「高齢者が介護予防に取り組む」というものしか、いわゆる介護予防に対してのみの設定しかされていないように感じます。「介護が必要になっても地域で安心して暮らしている」という目標というか、その数値はどのように出すのでしょうか。

(事務局)

日本語だけ読むと、「介護予防に取り組み、地域で安心して暮らしている」ということになりますが、指標として数字を出していかないと具体的な評価はできません。数字を出していかないといけないものですから、今回この指標に関しては、先ほど申し上げた65歳以上の人口のうち、認定を受けていない方の割合がこれだけです、ということで測る、というものが指標の1です。評価指標は3つ設定してまして、②が「高齢者が在宅で安心して暮らしている」、③が「高齢者が生きがいを持って充実した生活を送っている」で、②が、要介護認定者数のうち、サービスを利用したのはどれぐらいの割合か、③が要支援認定者数のうち、サービスを利用していない元気な方が割合はどれぐらいか、ということで、この3つの指標を組み合わせ、全体的にこの計画の達成状況を評価していく、ということで考えてまして、目標についてそれぞれ指標を1つずつ分かりやすく設定し、3つ組み合わせ全体的な評価を行っていく、PDCAサイクルを回していくことを考えていますので、このような取扱いとさせていただきます。

(委員長)

これは3つの指標に関しては、基本的には江南市の現在の総合計画に即しながら進めたいというのが1つあるのと、その後で8期計画で具体化すべき数値として出せるもの、これが指標として出ているということです。今御指摘がありましたように、イコールにはならなくて、実際にはいろんな指標があるのではないかとありますが、



大まかなものということでこのような考え方で出したいということです。

これは、ですから、ある面でいくと、総合計画の見直しも含めて、このような指標についての意見が出たというところで、今回はこの指標で行きますが、次についてはぜひ検討してほしいということです。ただ、この介護保険の計画だけじゃなくて、総合計画と整合性を図っていて、総合計画も第9期の間で見直しの年があるわけですから、そこも含めてこのような意見が出たということで、ぜひ見直しも視野に入れて検討してほしいということでよろしいでしょうか。分かりやすい指標ということと、数値を出さなくてはいけない指標ですが、それだけでいいのかということ、それから、健康はイコールにならないという、そのようなところも含めて検討し、総合計画は大切にしながら、それをどう具体化するかというところですので、総合計画でもこういう意見が出たということで見直しの際には考慮していただきたいと思います。

(健康福祉部長)

今おっしゃられた意見につきましては、次期総合計画見直し時に、指標の変更も含めて改めて検証していきたいと思います。そのときの参考にさせていただきます。

あと、個別目標1の文言につきましては、資料の3ページにあります、「行政の取組」の中で、8期計画における主な取り組みの事項について、介護が必要になっても地域で安心して暮らしていけるように、記載してあります取り組みを実施していくことから、個別目標の中に入れていきたいというところですので、御理解をよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、よろしいでしょうか。

では、次の議題に入ります。

(5) 介護給付適正化の取組について

(委員長)

(5) の介護給付適正化の取組について、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《介護給付適正化の取組について 計画書 素案》

(委員長)

新しいのが1つあるということですね、これは。福祉用具購入対応が新たに加わっ

たということですね。それ以外は継続するという事です。

(事務局)

福祉用具につきましては、前回は計画には記載させていただいていますが、実施の方法が、実践が少し難しかったというところもありまして、今回改めて体制を見直して取り組んでいくという形になっております。

(委員長)

福祉用具購入・貸与の点検月数、令和元年度で0月となっておりますが、これは0月と解釈すると、実施してなかったとなりますが。

(事務局)

こちらですが、前計画では給付適正化システムにて点検し、必要に応じてケアプランチェックを行うという実施内容としていましたが、そのシステムの点検が少し困難であったところもありまして、ケアプランチェックにつなげることができませんでした。令和2年度現在については、少しずつやり方を検討して実施を進めているところです。

(委員長)

だから、この数字は、点検月数0月と書いてしまうと、実施してなかったことになるのですが。

(事務局)

0月につきましては、結果として、計画の進捗状況の公表が毎年していますが、その段階でどのように公表をするかというところで、取り組みの検討はしたけれども、実際にできていなかったと、いうことで厳しく0月で公表し、令和元年度は0月とさせていただきます。検討はしましたが、実施という判断は担当としてはできかねるということで0月とさせていただきます。既に令和元年度の公表は0月という形です。

(委員長)

但し書きを入れなくていいわけですね。では、厳しく評価するという事です。だから、厳しく評価して。自分たちが評価としている、0月と書いてしまうと、実施してこなかったということになります。それでいいわけですね。

(事務局)

はい。そのような形で既に公表させていただいておりますので。

(委員長)

項目等と、それから月数の内容について、先ほどの基準について、これでよろしいでしょうか。

それでは、次のところに入ります。

(6) パブリックコメントの実施について

(委員長)

(6) パブリックコメントの実施について、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《パブリックコメントの実施について 資料5》

(委員長)

事前に皆さんのところに第8期の原案が行っていると思いますが、今まで審議してきた内容が基本的には出ています。まず方法についてはこれでいいと思います。時期的にももうこうせざるを得ないということで、案でやるわけですが、内容について、事前に見ていただいて、御意見等がありましたらどうぞ。少しだけ時間を取りたいと思います。

(委員)

28 ページ、日常生活圏域、この下に各圏域がA・B・Cと振られていて、Aが北部圏域、Bが中部圏域、Cが南部圏域になっています。このA・B・Cが次ページ以降のそれぞれの圏域に振られていません。記載したほうがいいのではという、投げかけをしておきます。

もう1つは、中部圏内、南部圏内です、33 ページと 37 ページの左の圏域の図が同じところを指しています。これでいいのですか。北部圏内は合っていると思いますが、中部と南部が同じになっています。

(委員長)

事務局、分かりましたか、御指摘について。

(事務局)

大変申し訳ございませんでした。37 ページが間違っておりますので修正させていただきます。また、A・B・Cの表記につきましては、内部で検討させていただいて、対応させていただきます。

(委員)

見ていて、分からなかったのです。

(事務局)

全体でA・B・Cと分けて表記しておきながら、個別のページでは使っていませんので、A、B、Cを使うのか。

(委員長)

よろしいですか。事務局はこの御指摘の点、よろしいですね。このまま掲載するとまずいという内容ですので、修正をお願いします。

(委員)

1点、11 ページの中段、図の中の棒グラフの内容ですが、「65 歳以上」が2つありますが。

(事務局)

図の下の凡例のところ、間違っていますので修正いたします。左側は「40 歳以上 64 歳未満」が正しい表記になります。

(委員)

あともう1点、いいですか。

先ほどあった地図ですが、凡例が示されていますが、凡例が地域包括支援センターしか載っていません。29 ページ、33 ページ、37 ページで、凡例が幾つか、4種類ぐらいありますが、記載があるのは地域包括支援センターだけです。ほかの凡例も地図に載せていただきたい。

(事務局)

計画書の素案を作成させていただく作業の都合で、ここがまだ反映できていない状況ですが、この後パブリックコメントを実施させていただくに当たりましては、修正点等を加味して、なるべく完全体の計画書に近いような状態でパブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。その点の修正点等につきましては、最終、パブ

リックコメントを実施させていただく前に委員長と調整をさせていただき、了解を得て実施させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

これ、どのように修正するかというのを少し考えていただいて。今のは重要な指摘ですので。

ほか、ありましたらどうぞ。

私のほうから、コロナの対策について、初めの4ページのところです。ここで4ページの災害や感染症対策に係る体制整備に触れられていて、これ以降出ていません。臨時的、緊急的などという側面で、コロナは福祉計画になじまない点ではあるわけですが、ただし、第8期のことを考えると、コロナの対策をもう少し入れざるを得ないと思います。その点については、100ページのところも含めて、随時必要に応じてコロナについては対策を、ということで、福祉計画になじみませんが、実際には対策をとることを、少し書き込んだほうがいいのかと思います。

(事務局)

今委員長が言われた4ページの点に関しましては、今回国から示されました第8期の介護保険事業計画の基本指針についてまとめたものを記載させていただいております。もう少し記載したほうが良いという御指摘の点ですが、74ページを御覧いただきたいと思います。第8章の「介護保険の対象サービスの見込量確保のための方策」の(6)、74ページです。こちらに市としてできる対策、「災害や新型コロナウイルス感染症等の備えについて」で、「近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、国や県からの情報を速やかに事業者提供するとともに、備えの重要性を周知していきます。」と、このような一文を記載させていただきまして、市としても取り組んでいくということを計画として掲載しております。よろしくお願いいたします。

(委員長)

余白があるのでもう少し入れてもいいのではないですか。今までやってきた事なども含めて。

(事務局)

パブリックコメントまでは少し時間がありますので、この点に関しましても委員長と調整させていただきながら、最終、パブリックコメントを実施させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ほか、ありましたら、どうぞ。

前回の審議会の議論になった、日常生活圏域の区分の見直し等については、これは65ページですか、ここに該当するのかどうかお聞きしたい。65ページの(1)の「地域包括支援センター」の最後のところ、なお書きで、「地域包括支援センターの運営の中立性・公平性を確保するため、高齢者福祉審議会にて協議していきます。」というのは、これは、前の審議会が出た見直しも含め、審議会で協議していくというのは、この一文に込めたということでしょうか。

(事務局)

御指摘のとおりです。

(委員長)

それならいいです。分かりました。

ほか、どうでしょうか。事務上のミスも含めて御指摘いただきましたが、これはかなり重要な指摘ですので。

資料が2、3日前に届いた方もいますので、まだ十分見ていない人もいらっしゃると思います。意見とかチェックしてほしいとかというのはいつまで可能ですか。

(事務局)

最終的には12月15日ぐらいをめどに最終を取りまとめたと思っておりますので、それまでに御指摘いただいた点に関しましては、修正できるところは修正をさせていただいて最終の案とさせていただきたいと思っております。

(委員長)

それでしたら、今日見ていただいて、修正点等ありましたら12月15日までに事務局に連絡をいただいて、ということにします。内容については、文章表現上の問題は事務局で判断していただいて、内容に関わることについては委員長と事務局に御一任をお願いしたいということよろしいでしょうか。

すみませんが、また読んでいただいて、15日までに御意見、あるいはチェック等の連絡をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

(7) 訪問介護利用者負担軽減対策事業の廃止について

(委員長)

訪問介護利用者負担軽減対策事業の廃止について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《訪問介護利用者負担軽減対策事業の廃止について 資料6》

(委員長)

説明があったところについて、前回も含めて議論したところですが、質問、御意見ありましたらどうぞ。

廃止による影響額というのは、今この制度が廃止したことによって、どれだけ負担が増えるのかという、それが段階別に書いてあって、人数は、一番左は現状ですが、どうしてこのように分けられるかという、いろんな減免を使った場合がここで出てくる。それから、その次の世帯収入は、収入ということで、要するに非課税年金等も含めた世帯収入で考えた場合に、この人たちはどのような所得段階にあるのかということを出して、有料老人ホームを利用している人がどれくらいいるのかということを出し、それで、実際には有料老人ホームを使っている人は、実はかなりホームヘルパー、訪問介護をたくさん使っているというのが統計的に出てきた。その意味でいうと、いろいろなほかの制度を有効に使ってもらいながらやるとかなりの負担軽減、負担が増える額が相当減るのではないかと、このような提案です。

ただ、私からいうと、一番左のところでは0円が42人いて、この人たちはいろいろな制度を使っても負担は変わらないという、ここはいいわけですが、それ以外の人については、いろんな制度を使ってもらおうということで、左側の制度はもちろん利用していいわけですが、右側の有料老人ホーム等のことについては、適正なプランを改めて援助するというので、そのプランの適正化を、この人たちについてはこの制度をやめるかプランを検討してくれとなって、本来適正化は全体としてやるべき課題ですし、しかも本人の状況が変わったわけではなく、市の制度が変わったためにプランを変更せざるを得ないという、このような形になるので、それも不適正になります。それで、しかも全般としては42人の人は別にして、それ以外の人には負担が0円のままではなくなくなるという、このような感じになります。

それで、前回もお話ししましたように、今回介護保険計画をつくる、第8期を策定するに当たって、基本的には将来の保険料を下げるために抜本的に基金を切り崩すという、これを1つやっていただいたということと、もう1つは、新たに11段階、12段階の高所得の人に負担をしていただいて、低所得の人の負担を、基準額を下げなが

ら下げていくという、このような作業をしていただけてきたわけで、その意味で言えば、8期の事業計画は介護保険サービスを使う人が増えるけれども、できるだけ低所得の人に負担が行かないようにというようところで努力したわけで、それとの関係で実はこれがどうなのかということです。

私の意見としては、全般として経済は、多分ここ3年ぐらいはそこまでいい方向に行かないだろうと。そのように考えると、低所得の人たちのことが一番課題になるのではないかという。3年はそんな簡単に変わる見通しが無い。あと、医療費も75歳以上はどれも上がりそうだという、このような動きも出ている中で、基本的には、保険料について私たちが努力してやってきたことについて、この制度を廃止するというのが妥当なのかということです。今手だてを講じるといったもの、適正化の問題はもちろんありますが、この人たちが適正化の対象ではなく全員が対象で、状態が変わっているわけではないのにケアプランを見直すという、市の制度が変わったために見直すというような、これが妥当なのかどうかということも含めて検討しなければならない。

御意見、あるいは質問等がありましたら、どうぞ。

(委員)

いきなり廃止するのではなくて、徐々に減らしていくという選択肢はないのでしょうか。

(委員長)

私も前回言いました、経過的な措置を取るというものです。このような方向は考えられないのかという御意見です。

(事務局)

今御質問いただきました経過的な措置というところですが、実はこの制度、そもそも経過措置でできていた制度だったということもありまして、経過措置であるこの制度を廃止でという考えがありまして、今のところ経過措置については検討をしていない状況です。

(委員長)

この制度が経過的な措置というのは、時限的に限定されているのですか。

(事務局)

こちらの制度が、もともと国の措置であったものをそのまま国が廃止した後も市の事業として継続しているという意味で、そもそもの成り立ちが経過的な措置で行った



ものであるということです。

(委員長)

それは分かりますが、ただ、制度上の経過的な措置というのは時限を切ってということになります。なので、毎年この制度をやるかどうかというような、単年度でやるのかというような、そういうことではなくて、この制度自体は、確かに国の制度で廃止されたということであると、経過的に実施したというのがあります。ただ、経過的に実施したけど永続的なものとして市は実施している、何か時限も定めて実施しているものかということで、制度上は経過的というのはそのような意味になるんですが。

(事務局)

国の制度をそのまま引き継ぐ時点で市の独自のという形になって、今継続している形ですので、期限を切っているものではないです。

(委員長)

ないですね。ですから、今御提案があった、経過的な措置ではないから、ある面でいくと廃止に向けて経過的な措置をつくることも可能だと。例えば2年目、3年目、3年後には廃止することでそのために云々とかというように、そういうことが可能だということになります。御提案の内容については。

(副委員長)

今いろんな御意見があって、私も、福祉課の会議に出ていますが、そちらでも単市の事業を廃止したいという意見があって、これはオール江南で考えますと財政的に非常に難しい、今日は保険制度の中のサービスのことを言っていますが、オール江南全体で考えてみると致し方ない部分もございますし、ここで結論を出すということよりも、今後、議会との折衝もありますし、ここで判断を出すかどうかということですけど。委員長、副委員長としてもオール江南全体で、乳幼児から高齢者、今は介護保険制度のことで話をさせていただいて、単市の部分を、事務局も把握していると思いますが、54市町村の中で実施しているのは10何市です。ですので、その点を踏まえ、判断していただきたいということですが、結論を言うと、この審議会で結論を出すということ、その辺のところはどういう方向性で今、将来に向けては廃止したいということを持っていこうとしているのか、それか経過措置ということをお願いしたのだと思いますが、来年度からなのか、その次からなのかということ、審議会としての意見を出したいということなのか、参考意見としてということなのか、事務局がその点をはっきりしておかないから、いつまでも結論が出ないと思います。だから、

委員長に代わって、委員長が困ってみえるみたいなので、方向性としては残していきたいけれども、廃止の方向へ向けてということでもよろしいですかね、と思うんですけども。それと、オール江南で考えると、全体の財政状況を踏まえて、負担できるものは個人の方々から少しずつ負担していただく部分が増えてくるということです。ということで、結論としては至っていないけれどもということです。

#### (事務局)

まず、この議題の4、今回出させていただいた趣旨は、先ほど御説明いたしましたように、訪問介護事業者の負担軽減の制度自体を廃止していきたいというのが趣旨です。その件について、この審議会場で、できることなら了承を得たいと考えたわけですけども、この議題について、まずは御意見をいただきたいというところと、それから結論として、この制度についてどうだということをお願いできれば一番ありがたいです。そこができないというような状況であるならば、せめてこの提案について意見を付していただきたい。このようなところに気をつけなさいとか、このようなところをきちんと検討しなさいとか、そういったところでまずは御意見をいただきたいというのが正直なところでございます。

この実施に向けては、事務局が考えていますのは、来年度、3年度から廃止をしていきたいというのが、周知期間等々を設けまして、来年度の8月から廃止をしていきたいというのが考えている案でありまして、これに関しても御意見まではいただきたいというところで、今回御提案をさせていただいているというところでございますので、先に向けて、というところではなくて、来年度どうするのかといったところの議論をお願いしているところでございます。

#### (委員長)

いただいた意見を基に考えると、ここで了承するかとか、あるいは採択をするという形ではなくて、基本的には私たちの意見を出すという形で御了解をいただきたいというように思います。よろしいですかね。全般的には、私が冒頭で言いましたように、今回の8期の事業計画、今後3年で見ると、やっぱり介護の需要が高まるけれども、利用者の負担増はできるだけ抑えたいと。これは保険料で私たちが努力したところでありますので。その意味でいうと、今回審議して今後3年間の重点課題の1つにしたことについて、それと相入れない形になる。慎重に検討していただきたいというようなことで意見を付すということでもよろしいですか。具体的に経過的にとか、経過措置を設けたらどうかとか、そのようなことも出したほうがいいのかどうかということですけど。それで行きなさいとはならないということで、全般としては意見を、私たちが結局議論してきたこととやはり違う、重点をどこに置くかということで考えると、11段階、12段階つくったものの、結局は何のためにつくったということになるわけ

ですから。その意味でいうと、今やるべき、講ずべき対策としては妥当ではないというの意見が出ています。ただし、いろんな市の事情があるからということで、そういう意味では慎重に検討をすべきだということになると思うんですが。

(健康福祉部長)

事務局で何度か御説明をさせていただいたのですが、その中で、先ほど副委員長に少し言っていただいたのですが、事務局も半ばオブラートに包んだような状態で進行していましたが、具体的に審議会というか、介護保険に特化した話題ではないので、あえてこれまで申し上げていなかったのですが、市の状況において、なかなか財政面のこともあるということの中で、全庁的に江南市全体の中でスクラップという言葉、この表現がいいかどうか分からないですが、今市の中ではスクラップ・アンド・ビルドということでもちょっと協議をしている最中です。当然、健康福祉部にもそういうスクラップという話は出てきまして、私どものほうでいきますと、どういう点をスクラップしていくかということの中で、事務の整理とか余分な事業、職員に対して、そういうものは削りに削って動いている中で、どうしてもスクラップの額というのが大きな額になっております。そうした中で、先ほど副委員長がおっしゃられたのですが、福祉課のほうでも扶助料といひまして、障害者の方への補助として支給していたものを一部カットしていくという案も出している状況です。

高齢者生きがい課におきましては、今議論の中で出させてもらっているヘルパー減免について、江南市の位置はどの位置にあるかと。委員長がおっしゃられたところに相反するかもしれませんが、次期計画に、委員長がおっしゃられるように合わせるという形であれば、当然これは低所得者の方への負担増につながりますので、これは心情的にも個人的な意見としてなかなかしてはいけないなと思うところでもあります。しかし、県下の状況でいきますと、ヘルパー減免の制度を利用している市は10幾つあるというところですが、そこの中でもかなり充実して、いろんな方から大変いいことを江南市はやっているというところがあります。江南市の特色でもあるかと思えます。ただ、江南市の特色があるがゆえに、スクラップという話になると、どうしても普通レベル以上のことをしていると、平準化することによってそこをやむなく、やむなくですが、スクラップすることで、江南市の良さはなくなりますが、少なからずとも最低限のサービス提供はできると。介護保険の次期計画とを結びつけたものではなくて、タイミングがあまりよろしくない状況の中で、高齢者生きがい課としても提案をしていかなければいけないという中で、委員長にも御相談をさせてもらいながら、令和3年度の4月からでもいいのですが、周知もございますし、介護保険ということで、8月が更新時期でもありますので、その間にいろいろな方への御説明をさせてもらいながら御理解をいただきたいと。周知のほうも徹底してまいりたい。ただ、委員長がおっしゃっているように、低所得者への負担というのは、どうしてもこういう制

度を廃止すると増えるわけで、今ほかの委員さんも言われたような経過措置というの  
も考えはしたのですが、額的に経過措置を取るような影響額かということも再度検討  
はしてみますけれども、この状態で行きたい、御理解をいただけないかというところ  
で提案をさせてもらいました。根底にあるのは、今までオブラートに包んで事業計画  
の進行の中でお話しさせてもらったのですが、実情としては江南市の置かれた市の財  
政からのこの困難の中で提案できる中で、高齢者生きがい課、保険事業の中で、この  
部分というのが特色あるがゆえに削減をさせてもらって、ということです。あと、低  
所得者の方につきましては、第1段階、第2段階、第3段階ということで、負担のも  
軽減されているというところもありますし、また、いろんなサービス等の充実という  
のも、これまでの間に図られてきているというところから考えると、時期悪しではな  
いですが、できればお願いしたいというところで御提案をさせてもらいました。委員  
長さんに反する意見ばかりで申し訳ないですが。

それで、今、委員長を含めてほかの委員の方からもいただきました、検討はどうだ  
等、審議会でいろんな意見を出していただければ、その審議会の意見というのは、実  
際に市役所内での協議の中でも多くの意見が出されましたということは必ず伝えな  
がら、またいい形ができれば、それに向かって検討する余地はまだあるかなという状  
況でもございます。

よろしく申し上げます。

(委員)

今の話は、最終的にはこの話というのは、市長なり市議会で予算を通すときに決ま  
ることだと思うので、我々のほうは意見を出すということだけだと思います。

(委員長)

御意見、分かります。ここの議論の中でスクラップ・アンド・ビルドとかは。だから  
介護保険に関係する、あるいは高齢者の介護に関係する施策を全体として議論しな  
がら、その中で江南市の財政健全化のためにどれを選んでどのようにするのかという  
ような、そういう議論は実はここでなじむのかという。実際に、ですから、私たちの  
ところで議論しているのは、8期計画で今後3年間をどうするのかということを出さ  
れた意見としては承服し難いというのは当然出てくるだろうと。だから、その意味で  
いうと、財政健全化ということから何かを減らさなきゃならないという課題として議  
論はしていません。その提案をされていませんので、それについては市の判断、あ  
るいは市の事務局の判断でせざるを得ないので、その意味でいえば、ここでは、私  
たちの第8期、今後3年間の介護保険、あるいは高齢者の福祉を考える上でこれらはど  
うなのかという意見を、今皆さんが言ってきたような形で付して採択、あるいは承認  
というのは求めないという形でよろしいでしょうか。それで、文書で出したほうがい

いですか。文書を出すなら私が書きますが。ですから、私たちがここで事務局から提案された議題について、廃止については、ここでは採択をしたわけではないので、以下のような意見が出たというような形で出したい。文書にする必要があれば文章にしますけど。

(健康福祉部長)

文書化は結構ですので、審議会の中で委員長からそういう話がありまして、皆さん、御意見が一致するというのであれば、それを私ども事務局は受け止めたという形にさせてもらいます。

あと、プランの適正化につきましては、何も有料老人ホームのところだけ絞ってということではなくて、委員長が言われるように、全体を見てプランの適正化については鋭意努力していきますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

これは制度が廃止するかどうかに関わりなく、実際には事業計画のケアプランの適正化という課題があるわけですから、それはそれで進めてもらう、ただ、制度がなくなったからケアプランを直してくれというのはまずいということ。

よろしいでしょうか。特に文書にしなくてもいいということなので、実際には、ですから、方向性は私たちが承認したわけではないし、採択もしていない、こうした意見が出たということで、事務局でいろんな審議をお願いをしたい。スクラップ・アンド・ビルドは、ここで議論しようと思ったら、議題にはなるかもしれないけど、そうしたら全般を見なければならぬということになって、その中で何をというような議論もせざるを得ないので、それはなじまないだろうと思いますので、御了承をお願いしたい、ということよろしいでしょうか。

### 3 その他

(委員長)

それでは、そういうことで御了承をいただいたということで、最後、次第3 その他に移りますけど、事務局からありましたら御提案をお願いします。

(事務局)

今回の会議でございますが、パブリックコメント実施後に開催を予定しております。本日の会議の中でも御説明をさしあげましたが、パブリックコメント開始前の調整交付金の諸係数等の変更により介護保険料に変更が出た場合には、委員長と調整をさせていただき、計画書の素案を変更させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

また、次回の審議会の実施につきましても、委員長と調整の上、改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

もう一点御報告がございます。

(事務局)

先日の第2回の審議会の議事録ですけれども、現在作成しております、来週中にはまた委員の皆さんに確認をしていただく予定です。その際には御協力をよろしくお願いいたします。

では、委員長にお返しします。

(委員長)

皆さんから、その他、ありますでしょうか。多分大幅な数字の変更について、抜本的に変えなければならない数字が国から出されたら、そのときはまた検討課題ということにさせていただいて、今の段階ではこの案に微修正があるならば、すみませんが、事務局と委員長に一任をお願いしたいということでもよろしく申し上げます。

それから、先ほど言いましたように、原案については、「てにをは」も含めまして、事務上のミスもあるのではないかということなので、それも含めて見ていただいて、15日までにその内容をぜひ、連絡をお願いしたいと思います。

それでは、終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。